

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（127）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2019年9月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年2月に生じた諸問題のうち、「働き方改革と過労死問題と教育問題」とを取り上げます。)

IV 「働き方改革」と「過労死」

(1) 最初に残業時間がどのような法的規制を受けているかを記すことにする。

①もともと残業時間は原則として禁止されている。(労働基準法32条)。しかし例外として、労使で三六協定を結ぶことにより延長できる。三六協定に特別条項があれば、厚労相の告示の上限基準“週15時間、月45時間、年360時間”を超えて働かせることが可能となる。

②@2017年2月1日、政府の「働き方改革実現会議」(議長安倍首相)が残業の上限規制について検討(議論)を始めた(2月2日朝日新聞)。

③思うに、長時間労働の弊害の規制は急務である。そのためには、④残業時間の法的限定の強化、⑤高度プロフェッショナル制度導入の阻止、⑥裁量労働制の対象拡大の阻止、⑦成果主義の批判、⑧インターバル制度(働く人が一定の休憩期間を確保する制度)の導入、が最小限必要である(2月2日朝日新聞参照)。

④2017年1月31日、田村議員(共産党)は参議院予算委で、安倍内閣の「働き方改革」を痛烈に批判して次のように追及した(2月1日赤旗)。

(i) 労働時間という基本的な労働条件についての国際基準を受け入れようとしない政府のもとで、過労死という異様な事態が起きている。

(ii) 電通の過労死自殺事件につき、労働時間の自己申告制が長時間労働の隠れみものになっている。企業に労働時間を適正に管理する責任を課すべきだ。

(iii) 裁量労働制(労使で決める「みなし時間」を超えて働いても残業代が支払われない)が、政府提出の「残業代ゼロ法案」によって対象範囲が拡大され、電通に適用されたら労働者全員が「残業代ゼロ」になる。

(iv) 過労死ラインさえも自己責任にされてしまう。繁忙期であっても大臣告示(週15時間、月45時間、年360時間)以内にすべきだ、と。

④過労死問題はひとり電通のみではない。今や日本は過労死に満ちた社会になっているのである。

その根本的原因は、前述したように、労働基準法が週40時間、一日8時間を超えて労働させてはならないと規定しているにも拘わらず、労使が合意し、その内容を労働基準監督署に届け出れば、企業は長時間労働を命じることができる、

と定めているからである。尤も労働省告示（大臣告示）では残業時間は月45時間、年間360時間という限度がある。しかし、特別条項をつければ、臨時的なものに限って特別な事情を理由に限度を超えて残業時間を延長できる。そして大企業は、この条項を利用し長時間労働を強いてきたのである。

⑤その例として、電力会社の事例を示す（2月7日赤旗）。

④2月6日、真島議員（共産党）は、衆院予算委で、原発再稼働にかかわる電力会社の業務を残業時間規制の適用外としている政府のやり方を批判・告発した。

では政府のやり方とはいかなるものか。厚労省は、「残業時間限度基準」を月45時間、年360時間と定める一方で、大臣告示や「公益上の必要性」によって厚労省基準局長が指定するものは、適用除外とする抜け道を用意し、しかも原発の定期検査に関わる電力会社の業務も「公益事業」として適用除外としている。

となると原発に関わる業務に「公益性」を認めることが果たして出来るかがポイントになる。

⑥2月6日、衆議院予算委で真島議員（共産党）が政府関係者と交わした論戦の要点を紹介する（前掲赤旗）。

（真島）福島事故で、原発の公益性はどう変わったか。

（政府）事故前後で変わっていない。

（真島）「安全神話」は完全に崩壊している。再稼働反対が5割を超え、福島事故費用が21.5兆円膨れ上がっている。残業規制の適用除外を撤回すべきだ。

（政府）2013年11月、原子力規制委の新基準の審査に関わる業務も公益事業であり、「集中的な作業が必要」だとして、残業規制の適用除外とした。この通達は、九州電力の要望を踏まえて出したものだが、九電以外からは要望がなかったが適用除外にした。「集中的作業」についても、①設置変更許可の審査、②工事計画認可の審査、③保安規定変更認可の審査、という三つの作業を同時的に行うことであり、業務の最後の一つが終了するまで適用除外は継続する。

（真島）許認可の前示①～③までの期間は8～9ヶ月も差があり、長期にわたって国の判断で労働者が長期労働を強いられている。3つの審査には期限があるのか。

（田中原子力規制委員長）期限はない。

（真島）では誰が急がせているのか。

（政府）一義的には、急ぐのは事業者の問題だと考える。

（真島）儲けのために原発再稼働に向けて、九電や四国電力で適用除外期間が終了した後も限度基準を超えた長時間残業が横行している。九電と四電に対する調査と指導を求める。

（政府）審査業務が終了した場合は適用除外の措置は終了することになる。もし、それを破っている場合は当然指導しなければならない。

（真島）過労死・過労自殺の根絶、長時間労働是正の本気度が問われる。原発審査にかかわる業務の「適用除外」を直ちに撤回し、「適用除外」の対象業務全体を見直すべきだ。

⑥④思うに過労死問題は、安倍内閣の目論むいわゆる「残業代ゼロ法案」によって益々深刻化していくであろう。しか

し一方でこの動きに対する闘いが展開されているのも現実である。その一例を取り上げよう（2月11日赤旗）。

⑥2月10日、「実効性ある長時間労働規制の実現を求める院内集会」（日本労働弁護団、過労死弁護団全国連絡会議、全国過労死を考える家族の会主催）が衆議院第一議員会館で開かれた。

(i) 棗幹事長は、安倍政府が検討する残業時間の上限が、繁忙期などで過労死ラインの月80時間（2ヶ月平均）から100時間を認めると報道されたことにつき、過労死の労災基準に該当する時間を設定してどうするのか、と批判した。また高度プロフェッショナル制度など、長時間労働につながりやすい規制緩和を進める一方で、残業規制を持ち出す安倍政府の政策の矛盾を指摘した。

(ii) 川人過労死弁護団全国連絡会議幹事長は、電通で過労自殺した高橋さんが、繰り返しの深夜労働や極度の睡眠不足でうつ病を発症し自殺に至ったことを報告し、“過労死を発生させないレベルの上限規制、EU並みのインターバル規制こそ必要だ”と話した。

(iii) 森岡関西大学名誉教授は、経団連の役員企業の多くが月80時間以上の残業協定を結んでいることを指摘し、実効性ある規制の実現を訴えた。

(iv) 集会に寄せた高橋さん（電通で過労自殺した女性の母親。）からのメッセージ（要旨）を紹介する。

“娘は、たくさんの夢を抱いて社会に出たから間もなく、望みをかなえることなく、亡くなってしまいました。母である私は、会社から娘を守ることができませんでした。悔しくてなりません。過労死しない残業規制、インターバル規制をつ

くり睡眠時間を確保できるようにして下さい。残業隠しなど法令違反には、厳しい罰則が必要です。労働時間の規制をなくす法律は危険です。働く者の命が犠牲になる法律は絶対につくらないでください。”

(v) 2017年2月16日、志位議員（共産党）は、記者会見で政府が2月14日「働き方改革実現会議」で残業時間規制の上限を「年間720時間」などとする案を出したことについて、大要次のように述べて批判した（2月17日赤旗）。

“残業の限度を週15時間・月45時間・年間360時間と、大臣告示の2倍もの残業を許容するものであり、断じて容認できない”、と（上掲赤旗）。

(vi) 2017年2月21日の衆議院予算委に於ける2017年度予算案に関する中央公聴会での全労連小田川議長の「ガイドライン案」と「長時間労働規制案」についての意見の要旨を紹介する（2月22日赤旗）。

①両案は労働者の深刻な実態と声を反映していない。

②管理職となるキャリアコースの新卒正社員より、仕事を指導する熟練パート労働者の賃金を低くしてもよいとの例示は、身分差別をほうふつとさせるもので失望の声が上がっている。

③時間外労働の規制には、④三六協定について「臨時的に特別の事情がある場合」に年720時間（月平均60時間）の特例を認めるとしているが、到底賛同できない。⑤インターバル規制（一定の休息时间）の法定化の見送りは、再検討すべき。

④議論すべき働き方改革の課題は4点ある。

第1に、労働者の格差と貧困の是正。中間層の再生を目的に、最低賃金の大幅引き上げを検討すべき。時給1000円の実現、1500円を決断せよ。

第2に、同一労働同一賃金の実現にむけての論議をすべき。

第3に、長時間過密労働を解消することを優先事項とすべき。

第4に、政府の国会提出の労働基準法「改正」案は、高度プロフェッショナル労働制の創設と裁量労働制との拡大であり、長時間労働の是正に逆行するものである。撤回を「要望」する。

V 教育問題（改定学習指導要領）

(1) 2017年2月14日、文科省は、小中学校の学習指導要領と幼稚園教育要領の改定案を公表した（2月15日赤旗、河北新報、朝日新聞）。

この改定案は、2016年12月の中央教育審議会の答申を受けて作られた。

なお、全面実施は小学校で2020年度、中学校で2021年度、高校で2022年度となっている。

最初に答申の中身のうち重要と考える部分の概要を記し、その後に若干の考察を加えたい（なお、2017年2月15日各紙参照）。

(2) 小中共通（以下、朝日新聞2017年2月15日の整理による）

総合学習—①探究的学習をさらに重視・探求の過程で言語能力や情報活用能力を育てることを明確化した。探究を通じ、課題を解決し、自分の生き方を考えていく力の育成を目標に掲げた。②コンピューターや情報通信ネットワークを活

(vii) また連合の逢見事務局長は、裁量労働制の拡大について、“ノルマを持たされた営業マンが働く時間を自由にコントロールできるとは思えない。長時間労働を助長しかねない。健康管理のために労働時間を適切に把握することは重要だ。インターバル（休息時間の確保）を導入する必要がある”と指摘した（前掲赤旗）。

(viii) 以上の労働界の意見は、労働者が長時間労働、過密労働の下に置かれている現状をリアルに述べたものであり、その克服こそ過労死社会出現の阻止のための最優先的課題であることを示していると考えられる。

用した情報の収集、整理、発信などの学習の工夫を求めた。

(3) ①小学校 ◇プログラミングを体験しながら論理的思考を身につけるための学習を行う場合は、探究的な学習の過程に適切に位置づけるよう求めた。

②道徳 ◇考え・議論する道徳教育に転換。「特別の教科」として新たに検定教科書を導入し、授業中の発言や感想文などを基に子どもの成長を把握し、記述式で評価する。他の子どもと比較せず、入試には使わない。生き方についての考えを深める学習を通じて、道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を育てる。◇

(小中共通) いじめ防止のため、学習内容に「誰に対しても分け隔てをせず公正・公平な態度で接すること」などを付け加えた。◇(小学校)「個性の伸長」「公平、公正、社会正義」など5項目を追加した。

③特別活動 ◇主権者として積極的に社会参画する力をこれ迄以上に重視。集団活動に自主的に取り組んでほかの人と協働する意義を理解し、よりよい人間関係を作り、自分の生き方について考えを深めることを目標にした。◇（小学校）当番活動などで働く意義を理解し、社会の一員としての役割を果たすために考えて行動するなど、キャリア教育の要とした。◇（小中学共通）いじめ防止を含む指導との連携を図る。

④幼稚園 ◇「幼稚園教育要領」では、幼児一人ひとりの成長ぶりに基づいた「評価の実施」を明記した。◇評価の前提として、具体的には、「健康な心と体」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり、生命尊重」「豊かな感性と表現」など10項目で示し、指導のときに考慮するよう求めた。これらを育むため、指導事項として、日本の伝統行事、国歌、唱歌、わらべうたなどを列挙。◇評価については「他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって把握するものではない」とし、小学校や次年度への適切な引継ぎを求めている。

（4）小学校学習指導要領（要旨）（2月15日河北新報による）

①総則。指導要領の意義や理念を示す「前文」を設けた。構成を大きく変え、カリキュラム・マネジメントの流れに沿った章立てに再編した。

育成を目指す資質・能力を①知識・技能②思考力・判断力・表現力③学びに向かう力・人間性とし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を求めた。

言語能力など学習の基盤となる資質・能力と、現代的な課題に対応して求められる資質・能力の育成を重視。情報活用能力の育成に向け、プログラミング教育を計画的に実施する。幼稚園や中学校との円滑な接続も新たに示した。

不登校や日本語の習得に困難のある児童など、特別な配慮を必要とする児童への指導に関する記述や、家庭や地域との連携の記述も充実させた。

②国語 ◇読解力向上のため、語句を明確化して語彙指導を充実させ、「原因と結果」など文章中の情報同士の関係を把握する力の育成も新たに明記した。

③社会 ◇主権者の育成、防災・安全への対応、海洋や国土の理解、グローバル化、産業構造の変化、に対応して内容を改善した（5年では、竹島や尖閣諸島は日本固有の領土）。

④（算数・理科は省略する—— 小田中注）

⑤生活 幼児教育から円滑に移行できるように、入学当初に「生活」を中心とした各教科を合わせたような指導や弾力的な時間割の工夫をすると明示した。

⑥音楽 歌唱や演奏の表現でも、思いを伝え合う言語活動を実施する。わが国や郷土の音楽の学習を充実。

⑦図工 「造形遊び」と「絵と立体、工作に表す」の指導の違いを明確にした。知的財産を守ることが大切との視点も増やした。

⑧家庭 ◇高齢者など地域の人々との関わりを明記。消費者教育を充実。指導の配慮事項に食物アレルギー事項を加えた。

⑨体育 「走る、跳ぶ」を扱う際に、「投げる」ことの指導も可能とした。

⑩英語 単語数は500～700語。

⑪総合学習 教科を超えた全ての学習の基礎となる資質・能力の育成を目指す

⑫特別活動 主権者教育の場として、学級・児童会活動、学校行事を通じて自治能力を育む。いじめ防止を盛り込んだ
(5) 中学校学習指導要領(大要) (前掲河北新報による)

①地域と連携し、持続可能な運営体制を整える。義務教育などの一貫校では、計画的かつ連続的な教育課程を編成。

②国語 語彙の指導の充実。文章を批判的に読む(3年)。

③◇高校で世界史が必修でなくなることに対応し、世界史の理解を深める。

◇地理 竹島や尖閣諸島は日本固有の領土。

④歴史 ギリシャ・ローマ文明、日本の男女普通選挙の歴史を取り扱う。現代の民族や宗教を巡る対立、琉球の文化やアイヌの文化を新たに追加。鎖国は「幕府の対外政策」と変更。

⑤公民 議会制民主主義や少子高齢化での社会保障の意義、労働保護立法の学習の充実。

⑥数学 統計教育の充実。

⑦理科 真空放電と関連付けて放射線の性質の利用に触れる(2年)。

⑧音楽 音楽が生活や社会で果たす役割が実感できる教材を扱う(例——東日本大震災でよく歌われる曲など)。

⑨美術 創造性を尊重する態度が美術文化を支えていることを理解させる(知的財産権や肖像権に触れて)。

⑩保健体育 武道に空手道や弓道を追加。

⑪技術・家庭 ◇プログラミング教育の充実。◇売買契約の仕組みや消費者被害について教え、消費者教育を充実。

⑫英語 対話的な言語活動の重視。単語数1600～1800語程度。

⑬道徳 今回は変更なし。記述式で評価するが高校入試には使わず。

⑭統合学習 コンピューターやネットワークを使って情報収集やプレゼンテーションをする。

⑮特別活動 生徒会活動では生徒が主体的に組織をつくる。いじめ防止。

(6) 答申をどう評価すべきか。

I 最初に総論的評価を加えることにするが、その手掛かりとして、主として教育学者が今回の改訂をどうみているかをみることにする。参考文献は世界2017年3月号掲載の3稿。(1) 渡部淳「アクティブ・ラーニングは可能か」。(II)氏岡真弓(朝日新聞論説兼編集委員)との対談。(III)続対談 広田照幸(日本大学教授・日本教育学会長)との対談「新しい学習指導要領は子どもの学びに何を与えるか」。(IV)鈴木大「結果責任の支配」。

まず渡部論文の要旨をみる。

① 答申の注目すべき点は以下の点である。

「学び方の改革」を提起したことである。子どもたちが何を学ぶか(内容)だけでなく、どのように学ぶか(プロセス)が重要だという視点からアクティブ・ラーニング(AL)という「学びの質」を重視した改善=移行を図る、としている点である。

ALとは何か。今回の答申では、新しい時代に必要とある資質、能力として①生きて働く「知識・技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」という3つの柱があげられ

ている。これらの資質・能力を「何を知っているか」という観点だけでなく、「何ができるようになるか」という観点にまで発展させて捉え、それを可能ならしめる力として「主体的・対話的で深い学び」が位置づけられている。今回のような学習システムそのものの改革の提起は一度もなく、この一事をとっても大きな転換点にさしかかっていることが分かる。㊦さらにもう一つの答申の特徴として、グローバル化に象徴される大規模な社会変動が強調されている点である。

㊧グローバル化のインパクトとしては、能力の3つの柱（前述）を採用していること自体が、コンテンツ（内容）からコンピテンシー（資質・能力）へ、また「ティーチング（教え）」から「ラーニング（学び）」へのパラダイム・シフト（枠組移動）である。

㊨こうした能力観に大きな影響を与えているのが「キー・コンピテンシー」がある。その内容は、(i)道具（言語、シンボル、テキスト、知識、情報、テクノロジー）を相互作用的に用いる、(ii)異質な人々からなる集団で相互に関わり合う、(iii)自律的に行動する、とされている。

㊩ALの受け止め方も多様である。(i)現場教師では、望ましい展開、改革疲れ、多忙化の進む中で定着できるか疑問視する反応などがある。(ii)また研究者からは、今回の改訂は「2006年の教育基本法改訂を踏まえ、安倍政府の教育政策を教育課程に本格的に反映させたものだ」として、そのイデオロギー性に注目した上で、指導と評価を一体化させることでかえって評価のための授業になってしまうおそれがあるとして警鐘を鳴らす意見が出ている。

㊪日本で「知識注入型授業」が続いた理由は、一律の検定教科書を使い一律の内容を

教える国家的統制の強い国柄であり、学歴志向も強く、大学入試が知識の質より量を問うもので、受験競争も低年齢化したことなどである。その中で、ALを定着させるのは容易でない。

㊫そこで授業改革の方向性として提唱するのは、「知識流入型から獲得型へ」の授業のパラダイム・シフト（枠組変更）が必要である。それによって、「自立的学習者」「自律的市民」を育成することである。

㊬そもそも客観的条件が整わずしてはALの定着は困難であり、3つの危惧を抱く。㊰物理的条件が心もとない（学級規模の大きさ）、㊱教師の多忙さ、㊲教師への管理強化、である。

II 次に氏岡論説委員の指摘の概要をみる。

㊭改定案の時代像・社会像につき、子どもが直面する貧困・格差・環境の問題やグローバル化に伴う排外主義・社会分断も改訂案の基調に取り入れるべきではなかったか。

㊮これ迄は学習の量をどうするかを問題にしてきたが、改訂案では質も量も追求するとした。学ぶ量の議論をしなくていいのか。

㊯改訂案では「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」に重点を置き、高校、大学教育、大学入試を三位一体で変えようとする「高大接触型」を進めるとしている。改訂案（学習指導要領）で驚いたのは、「どのように学ぶか」という教育方針に踏み込んだことである。これは学習指導要領の縛りを緩めようという「大綱化の流れ」と逆行するのではないか。

㊺改訂案は、各教科で㊰知識、技能、㊱思考力、判断力、表現力、㊲学びに向かう力、人間性という、3つの核で「目指す力」を整

理しているが、そもそも学力が法定されることは妥当なのか。

⑤ 改訂案は「主体的に学ぶ姿勢」を積極的に評価するとしているが、生徒個人の家庭、文化的、経済的な背景が影響して格差を広げないか、気がかりだ。

⑥ ALのような学習方法こそ善という風潮になりはしないか。

⑦ 改訂案では学校と社会との関係が熱心に記述されているが、学校が社会を意識する。あまり社会に合わせる教育課程とならないかが心配だ。

Ⅲ 以上の氏岡氏の疑問・懸念に対する広田氏（教育学者）の見方は、概ね次の通りである。

①（学ぶ量の議論はしなくてよいのか）
→ 大問題であり、学力の中身は教育論の問題であり、法令で規定するのは避けるべきだ。

② 教育学者としては答申を興味深く読んだが、現場の教師には距離感のある内容である。

③（教育課程が社会に迎合していくのではないかという懸念） → 答申ではCM（カリキュラム・マネジメント）は学校が行い

それを地域に伝える形になっているので、社会の気まぐれな欲望や思惑が流れ込むことはないと理解するが、摩擦が起きる可能性があるかも知れない。

④（望むこと） → 文科省には、解説・資料レベルのものを現場に押し付けないこと。

教育委には、個々の学校や教師の自律性を保障すること。

校長には、外部からの風圧に対して教員を守り、学び合いの土壌を作ること。

個々の教員には、考え・学ぶ機会を持ち、子どもの格差を広げないように配慮すること。

保護者には、子どもの成長を長期的かつ多面的にみること。

地域社会には、先生の挑戦を可能にする改革ではあるが、周囲の状況や条件（世論が教育予算に無関心で、新しい教育に無理解）次第では厳しい状況が生じる。

⑤ 今回の答申は、教員の挑戦を可能にする改革ではあるが、周囲の状況や条件（世論が教育予算に無関心で新しい教育に無理解）次第では厳しい状況が生じる。

⑥ 総じて期待と不安を感じさせる改革だ。

（以下次号）